

終了間近!

ZEN SYO REN STORE
全商連ストア

期間限定 SALE

9月30日まで

今月のプレゼント

ヘルメット用フェイスシールド

ヘルメットや帽子にも装着可能！



20名様

シールド部分にヘルメットなどの庇を挿入できるスリットを加え、ゴムバンドが着脱できるのでシールド部分のみ（別売）の交換も可能。消耗品としての経費負担を軽減できます。

株式会社 NAITO
愛知県みよし市三好町川畔 116 番地
tel 0561-33-1520
<https://innovation-naito.shop/>
協同組合アイ・ネットサービスの組合員様です

NAITO innovation.

ご応募はこちら
<https://zen-pre.jp/>



または
FAX 0258-86-0123

御社の商品やサービスを「全商連だより」で紹介しませんか？
自社PRを兼ねて、プレゼントを協賛いただける組合員様を募集しております。

以下的内容をご記入の上お送りください。

- ①全商連だより9月号プレゼント
- ②会社名 ③担当者名 ④電話番号
- ⑤メールアドレス ⑥郵便番号 ⑦住所
- ⑧今月号のご感想

締切り
10月15日(木)
まで

全商連だより制作係窓口 ☎ 050-3454-9934

VENEX

着るだけで休まる、
究極のリカバリーウェア

1. スタンダードナチュラルショートスリーブ
2. スタンダードナチュラルロングパンツ
3. ポケッタブルブランケット

商品詳細・ご購入は組合員様専用の全商連ストアで！
<https://store.rengoukai.jp/>

スマホでも注文可能 クレジット決済可能

QRコード

全商連ストアのご利用には『会員ID』と『パスワード』が必要です。
ご不明な方はご所属の組合へお問い合わせください。

全商連だより

9月号
2020

【発行】全国商工事業協同組合連合会 【住所】兵庫県姫路市神子岡前1-8-20 【tel】079-299-2355 【fax】079-295-6168 【url】<https://rengoukai.jp/>

ZEN SYO REN
全商連ストア

STORE 新商品

最高品質ラテックスマットレスで評判！

世界が認める

Bodydoctor®
100% PURE NATURAL LATEX

が「座る」を科学



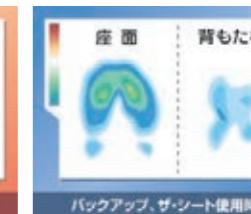
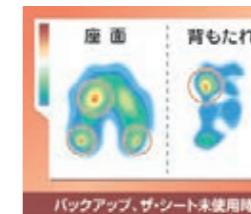
座りっぱなしで『腰痛』や『お尻の痺れ』に悩んでいる方！

正反発® ラテックスフォーム



沈み込んだ重さと同じ力で押し返してくれる、この弾力性が正反発ラテックスの最大の特徴です。
異なる重さでも同じ比率で沈むため中心線は一定で、どんな重さであっても常に均等に沈みます。

理想的な体圧分散効果



長時間の座り姿勢から起こる痺れや腰痛は、毛細血管を圧迫し血流が妨げられることによる疲労が原因。体重による底づきをせずに、負担をバランスよくサポートします。

厳選された天然素材を使用



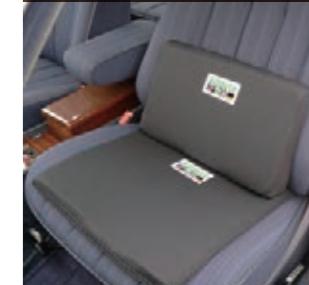
Bodydoctor になれるゴムの樹液はダンロップが厳選した品種。しかも最も熟した樹液だけ。製造工程において化学薬品を一切使用しないこだわり。廃棄しても約2~3年で土に還り、焼却してもダイオキシンが一切発生しない地球にやさしい素材です。

天然素材の天然殺菌®効果



Bodydoctor は天然の抗菌性を備え、公的検査機関が認めています。座面周辺をいつも清潔に保てます。

『ザ・シート』と
『バックアップ』の
セット使用イメージ



全国の病院や医療機関で
採用されています

商品詳細・ご購入は組合員様専用の全商連ストアで！

ZEN SYO REN
全商連ストア

<https://store.rengoukai.jp/>



スマホでも注文可能

クレジット決済可能

ご利用には『会員ID』と『パスワード』が必要です。ご不明な方はご所属の組合へお問い合わせください。

『持続化給付金』 すでに多くの事業者が利用しています

持続化給付金とは、新型コロナウイルス感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受けている会社や個人事業者に対して、事業の持続と継続をサポートする給付金です。この給付金は補助金とは違い用途が限定されず事業全般に広く使うことができます。6月29日には新たに創業間もない事業者なども対象に含め対象者が拡大し、より多くの事業者に有効に活用いただけます

対象者 2020年4月1日時点において	・法人（医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人含む） 資本金又は出資の総額が10億円以上（資本金又は出資の定めがない場合は、常用従業員数が2,000人以上）は除く ・個人事業者（フリーランス含む）
条件	2020年1月以降、前年同月と比較して事業収入が50%以上減少した月がある 2020年創業の場合、3月までの月平均の事業収入が50%以上減少した月がある
給付額	法人：上限200万円 個人事業者：上限100万円 前年の総売上（事業収入） - (前年同月比△50%月の売上 × 12ヶ月)
申請方法	WEB・スマートフォンからのオンライン申請 全国に設置した申請サポート会場でも申請可能 (完全予約制 9:00 ~ 17:00)  https://www.jizokuka-kyufu.jp/
申請期間	令和3年1月15日まで
必要書類	確定申告書類、対象月の売上台帳等、通帳の写しなど
コールセンター	0120-115-570 受付時間 8:30~19:00 LINE ID:@kyufukin_line

技能実習生の在留資格に関する特例措置

技能実習期間を終えたものの帰国困難な外国人は2万4千人に達しています。

出入国在留管理庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを受けた技能実習生の在留資格の延長、実習とは異なる業種への転職可能や支援センター開設など支援策を拡充しています。

本国への帰国が困難

「特定活動（6ヶ月・就労可）」または「特定活動（6ヶ月・就労不可）」への在留資格変更が可能です。

また帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

実習先の経営悪化により実習継続が困難

特定産業分野で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

技能検定等の受検ができないため、次段階の技能実習へ移行できない

受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動」への在留資格変更が可能で4ヶ月の就労が認められます。

特定技能1号への移行準備が整っていない

移行準備の間、「特定活動」への在留資格変更が可能で4ヶ月の就労が認められます。

